

議案第 30 号

三朝温泉多目的駐車場の指定管理者の指定について

次のとおり三朝温泉多目的駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 5 日

三朝町長 吉田 秀光

管理を行わせる 施設の名称及び 所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	名称及び代表者名	所在地	
三朝温泉多目的駐車 場 三朝町大字三朝 783 番地	三朝温泉観光協会 会長 新藤 祐一	三朝町大字三朝 973 番地 1	平成 27 年 5 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで

